

議第21号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

第1条 京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第14条ただし書を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区	分	単 位	手数料
(1)	戸籍法（以下この表において「法」という。）第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項第1号若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通	円 250
	そ の 他 の 場 合		450
(2)	法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1件	350
(3)	法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第1条の2に規定する方法に限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同	戸籍電子 証明書提 供用識別	400

	項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		符号 1 件	
(4)	法第12条の2において準用する法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、法第120条の2第1項第1号若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付		1 通	750
(5)	法第12条の2において準用する法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付		証明事項 1 件	450
(6)	法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		除籍電子 証明書提供 用識別 符号 1 件	700
(7)	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合	1 通	1,400
		その他の場合		350
(8)	法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務		書類又は 届書等情 報の内容を 表示した もの 1 件	350

第2条 京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の項、別表第2(1)の項及び別表第3区分の欄中「本市以外の

者が設置する」を削る。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

提案理由

本市が設置する端末機により申請された証明に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。